

令和6年度指定管理者管理運営状況評価 評価結果

施設名	東京都人権プラザ
所在地	港区芝2-5-6
指定管理者名	公益財団法人東京都人権啓発センター
指定期間	平成30年4月1日～令和10年3月31日

項目	評価内容
総合評価	B
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 協定、事業計画及び「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、中立性・公平性の確保に留意しながら、幅広い人権課題に対応することを旨として、適切に管理運営に当たっている。 外部研修への積極的な参加、内部研修における外部講師の活用等、人権プラザの管理運営に当たり必要となる職員の能力向上に係る取組を継続的に実施している。
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> 展示室やセミナールームを活用した事業を効果的に実施し、来館者総数が令和5年度比126.2%という高い水準となった。 人権相談について、「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談の電話による相談を開始するなど都民ニーズにも応え、令和5年度を上回る件数の相談に対応した。 アウトリーチ活動に活用可能な展示の充実・強化を図り、出張展示の効果的な運用と実績増を達成した。 来館者を対象とした施設利用に関するアンケート調査結果では、施設全体の満足度が99.6%、職員の対応の満足度が99.3%と、非常に高かった。また、アンケートの意見を展示の更新に活用するなど、更なる改善に努めている。 『未来の東京』戦略に掲げられた多様な人が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、人権ディフェンダーになるためのプログラムを回数を増やして実施したほか、子どもの権利について学ぶワークブックを作成するなど楽しみながら学べる工夫を凝らし、人権教育・啓発等を総合的に推進した。
その他	<p>【特命要件の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の中立性・公平性を担保しながら、東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動及び業務実績を着実に積み上げており、特命要件は継続している。